

文京区議会定例会の回数に関する条例

(昭和三十一年九月一日 条例第十三号)

改正 平成十四年十二月六日 条例第三十八号

改正 平成二十六年三月二十日 条例第八号

文京区議会（以下「議会」という。）の定例会の回数は、年一回とする。ただし、議会の解散に伴う一般選挙が行われた場合における当該年の定例会の回数は、当該一般選挙が行われた回数（当該一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から起算して三十日を経過する日が五月に属するときを除く。）に一を加えた回数とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二十六年三月二十日 条例第八号）

この条例は、平成二十六年五月一日から施行する。

文京区議会定例会の期月に関する件

(昭和二十八年一月十日 告示第一号)

改正 平成八年三月十九日 告示第百三十八号

改正 平成十五年三月六日 告示第百五十七号

改正 平成二十六年四月七日 告示第十二号

- 1 文京区議会（以下「議会」という。）の定例会は、毎年五月にこれを招集する。ただし、議会の解散に伴う一般選挙が行われた場合は、当該一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に定例会を招集する。
- 2 前項ただし書の場合において、当該議員の任期が始まる日から起算して三十日を経過する日が五月に属するときは、同月に定例会を招集する。

付 則（平成二十六年四月七日 告示第十二号）

この告示は、平成二十六年五月一日から施行する。